

「経営革新計画」の承認を得た場合の「留保金課税」の適用停止

山口 昇 税理士

Q

当社は、新潟県内で金属製品の製造を行う株式会社（同族会社）です。聞くところによると、中小企業新事業活動促進法による経営革新計画の承認を受けると、平成十七年度の税制改正により「同族会社の留保金課税」の適用が停止されると聞きましたが、その具体的内容について教えてください。

A

中小企業新事業活動促進法とは

「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（中小企業新事業活動促進法）」は、中小企業を支援する既存の三法律（①中小企業の創造的的事业活動の促進に関する臨時措置法（中小創造法）、②新事業創出促進法、③中小企業経営革新支援法）を整理統合し、「新連携」支援を新たな柱として加えるとともに、税制などの支援措置も含めて中小企業施策の骨太化を行ったもので、本年四月六日に成立し、同月十三日に施行されたものです。

この法律では、中小企業の新たな事業活動を促進するため、「創業」「経営革新」「新連携」の取組みを支援するとともに、これらの新たな事業活動の促進に資する事業環境基盤の充実を図るために、さまざまな支援を規定しています。

経営革新計画

この中小企業新事業活動促進法に基づいて作成した「経営革新計画」が都道府県等から承認（表1）を受けると、課税の特例・

〈表1〉承認の対象となる「経営革新計画」

「新たな取組み」※①によって「経営の相当程度の向上」※②に貢献する内容		
※①「新たな取組み」		
a. 新商品の開発または生産		
b. 新役務の開発または提供		
c. 商品の新たな生産または販売方式の導入		
d. 役務の新たな提供方式の導入、その他の新たな事業活動		
※②「経営の相当程度の向上」とは、計画期間終了時における経営指標の目標伸び率		
計画終了時	「付加価値額」または「一人当たりの付加価値額」の伸び率	「経常利益」の伸び率
3年計画の場合	9%以上	3%以上
4年計画の場合	12%以上	4%以上
5年計画の場合	15%以上	5%以上

〈表2〉同族会社の留保金課税の税額計算

その事業年度の所得金額	留保所得金額	課税留保金額	×特別税率 (※2)
	配当等 法人税等		
(※1) 次の①②③のうち最も多い金額 ① 所得基準額＝当事業年度の所得等の金額×35% ② 定額基準額＝年1,500万円 ③ 積立金基準額＝期末資本金の25%相当額－期末利益積立金額			
		課税留保金額	率
		年3,000万円以下の金額	10%
		年3,000万円超 年1億円以下の金額	15%
		年1億円を超える金額	20%

留保金課税の概要

助成金・融資制度などのさまざまな支援措置の対象となります。

留保金課税とは、同族会社（三人以下の株主等で、持株割合が五〇%超）が各事業年度の所得を内部留保した場合において、原則としてその留保金額が一定の限度額を超えるときは、通常の法人税のほかに、その限度額を超えた金額に対して一〇～二〇%の特別税率による法人税が追加的に課税される制度をいいます（表2）。

これは、少数の株主が会社の株式の大半を保有している同族会社の場合には、これらの少数株主の意見によって、通常であれば配当すべきところを配当せず、配当所得に対する所得税の課税時期を遅延させることが可能となります。そこで租税負担の公

平を期するために設けられた制度です。同族会社の留保金課税の適用停止

平成十七年度の税制改正により、中小企業新事業活動促進法に規定する経営革新計画の承認を受けた画の承認を受けた青色申告書を提出する同族会社である中小企業は、計画実施事業年度（平成十七年四月十三日から平成十八年三月三十一日までに開始する事業年度に限る）においては、留保金課税の適用が停止されることとなりました。

〈表3〉留保金課税が不適用とされる場合（青色申告の同族会社に限る）

	適用対象法人	留保金課税不適用事業年度	適用期限
1	中小企業新事業活動促進法に規定する経営革新計画承認を受けた中小企業者	経営革新のための事業を実施している事業年度	平成18年3月31日までの間に開始する各事業年度に限る
2	資本または出資の金額が1億円以下で自己資本比率50%以下の法人	事業年度終了の時ににおいて資本または出資の金額が1億円以下で、前期末における自己資本比率が50%以下である事業年度	平成18年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り適用
3	中小企業新事業活動促進法に規定する中小企業者	設立の日を含む事業年度から設立の日以後10年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度	平成18年3月31日までの間に開始する各事業年度に限る

〈表4〉具体的計算例（同族会社であるA株式会社）

(・資本金 3,000万円	・利益積立金額 2,000万円)	
・当期の所得金額	5,000万円	
・配当	△ 0	
・役員賞与	△ 0	
・当期法人税・住民税額 (実効税率42%として)	△ 2,100万円	
・留保控除額	△ 1,750万円	
課税留保金額	1,150万円	

留保控除額	
①	5,000万円 × 35% = 1,750万円
②	1,500万円
③	3,000万円 × 25% - 2,000万円 = 0
	①②③のうち最も多い金額 1,750万円

留保金課税の税額	1,150万円 × 10% = 115万円
----------	-----------------------

留保金課税の不適用制度は従来からありましたが、それは新事業創出促進法において新事業分野開始を実施することについての認定を受けた場合で、この場合は、「事業の新規

具体的事例

〈表4〉に示した同族会社であるA株式会社は留保金課税の不適用となった場合のケースを計算すると、本来ならば一五万円の追加税額を払う必要があったのが、支払わないですむことになりました。したがって、経営革新計画の承認を受けるだけで、一年につき一五万円の法人税の節税ができることとなります（法人住民税も当然節税となります）。